

愛 知 県 信 用 保 証 協 会 役 員 退 職 手 当 等 規 程

第1条 退職手当は、本協会の常勤役員（常勤の理事及び監事をいう。以下同じ。）が退任又は死亡したとき（以下「退任」という。）は、その者又は遺族に対し支給する。ただし、愛知県を退職後、常勤役員に就任した者には支給しない。

第2条 退任した常勤役員に対する退職手当の額は、次の各号にかかげる役職で受けていた報酬月額に、これに対応する在任月数及び100分の30を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 常務理事
- (4) 常勤理事
- (5) 常勤監事

第3条 前条の在任月数は、前条の各号にかかげる役職となった日の属する月から当該役職を辞した日の属する月までの月数による。ただし、異なる役職ごとに在任月数を算出する場合において、前の役職を辞した日と後の役職となった日が同一月であるときは、その月については上位の役職の在任月数に算入する。

第4条 本人死亡の場合の退職手当は、職員退職手当規程第6条に準じて、遺族に支給する。

第5条 この規程により難い特別の事情がある場合においては、理事会の議決を経て定めるものとする。

附 則

1 この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日に現に在任中の常勤役員については、この規程による退職手当を支給する。この場合、現任期間前の在任期間は通算する。

附 則

この規程は、昭和52年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月1日から施行し、平成14年4月1日以後就任した者から適用する。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行し、平成25年6月1日に在籍している者から適用する。

附 則

この規程は、平成27年3月27日から施行する。